

富士市建設工事監督検査実務要覧 Ⅱ 新旧対照表

現行（青文字：改正箇所）			改正（赤文字：改正箇所）		
頁	項目	現行条文	頁	項目	新条文
1	2	評定要領第2条の対象とする工事は、請負代金額（変更があった場合は変更後の金額）が <u>130万円以上</u> の工事とする。ただし、解体工事、維持・修繕工事及び災害時における緊急を要する工事等で市長が評定に適さないと認めた場合は除くことができる。	1	2	評定要領第2条の対象とする工事は、請負代金額（変更があった場合は変更後の金額）が <u>200万円超</u> の工事とする。ただし、解体工事、維持・修繕工事及び災害時における緊急を要する工事等で市長が評定に適さないと認めた場合は除くことができる。
3	1－(1)－2)	<u>対象期間内の現場閉所率（現場閉所日数／対象期間日数）</u> に応じて評価する。	3	1－(1)－2)	<u>月単位・通期の週休2日の現場閉所率</u> に応じて評価する。
81	1	請負代金額（変更があった場合は変更後の金額）が <u>130万円以上500万円未満</u> の工事（以下「少額工事」という。）については、下記により運用するものとする。	81	1	請負代金額（変更があった場合は変更後の金額）が <u>200万円超500万円未満</u> の工事（以下「少額工事」という。）については、下記により運用するものとする。
198	1－2－(1)	富士市が施行する当初請負代金額 <u>130万円以上1,000万円未満</u> （補助事業も含む）の建設工事（以下「小規模工事」という。）に適用する。 なお、当初請負代金額 <u>130万円以上500万円未満</u> （補助事業も含む）の建設工事を特に「少額工事」という。	198	1－2－(1)	富士市が施行する当初請負代金額 <u>200万円超2,000万円未満</u> （補助事業も含む）の建設工事（以下「小規模工事」という。）に適用する。 なお、当初請負代金額 <u>200万円超500万円未満</u> （補助事業も含む）の建設工事を特に「少額工事」という。
198	1－3－(2)	チェックリストにおける「省略」とは、定められた様式での提出を省略することができるものであり、 <u>検査時等の提示など説明責任の必要がある。</u>	198	1－3－(2)	チェックリストにおける「省略」とは、定められた様式での提出を省略することであり、 <u>説明責任が要らないということではない。</u>

富士市建設工事監督検査実務要覧 II 新旧対照表

[illegible]

富士市建設工事監督検査実務要覧 Ⅱ 新旧対照表

[illegible]

富士市建設工事監督検査実務要覧 Ⅱ 新旧対照表

[illegible]

富士市建設工事監督検査実務要覧 II 新旧対照表

[illegible]

富士市建設工事監督検査実務要覧 II 新旧対照表

[illegible]

富士市建設工事監督検査実務要覧 Ⅱ 新旧対照表

編 頁		現行（青文字：改正箇所）	編 頁	改正（赤文字：改正箇所）
土木工事成績評価編	96	1. 評価項目 2. 評価基準 3. 評価方法 4. 評価結果 5. 評価の留意事項 6. 評価のまとめ 1. 評価項目 2. 評価基準 3. 評価方法 4. 評価結果 5. 評価の留意事項 6. 評価のまとめ 1. 評価項目 2. 評価基準 3. 評価方法 4. 評価結果 5. 評価の留意事項 6. 評価のまとめ	96	1. 評価項目 2. 評価基準 3. 評価方法 4. 評価結果 5. 評価の留意事項 6. 評価のまとめ 1. 評価項目 2. 評価基準 3. 評価方法 4. 評価結果 5. 評価の留意事項 6. 評価のまとめ 1. 評価項目 2. 評価基準 3. 評価方法 4. 評価結果 5. 評価の留意事項 6. 評価のまとめ

富士市建設工事監督検査実務要覧 Ⅱ 新旧対照表

編 頁	200	現行（青文字：改正箇所）	編 頁	200	改正（赤文字：改正箇所）
土木工事書類確認資料編		土木工事に於ける契約関係書類チェックリスト	土木工事書類確認資料編		土木工事に於ける契約関係書類チェックリスト
		初回打合せ時においてチェックリストに基づき確認すること。			初回打合せ時においてチェックリストに基づき確認すること。

富士市建設工事監督検査実務要覧 II 新旧対照表

[illegible]